

第 495 回審議会答申（付帯事項）に係る対応状況（報告）

第 1 福井県最低賃金審議会答申の付帯事項

最低賃金の引き上げに対して、県内の中小企業・小規模事業者が事業の継続性を担保・維持するために実効性のある支援策が必要であると考え、業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものである。

第 2 報告事項

答申内容は、第 495 回審議会会議報告として本省あて報告いたしました。

厚生労働省としましては、各都道府県労働局からの要望を踏まえながら、後記第 3 のとおり、業務改善助成金を拡充し、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例措置を延長し、社会保険料の免除等の支援策を強化するとともに、各種支援策についても弾力的な対応を実施しました。

また、費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備については、政府や関係省庁や関係機関等により各支援策を継続しております。

勿論これらの支援策等について、それらが十分であるとは言い切れませんが、福井労働局としましては、引き続き、最低賃金、賃金の引上げに際して、事業再構築・生産性向上に取り組む県内の中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでまいります。

第 3 取組事項

1 厚生労働省各種助成金、支援策

(1) 業務改善助成金の改善

令和 4 年 9 月 1 日から原材料高騰等に対応するための「業務改善助成金」を拡充した。業務改善助成金には通常コ - スと特例コ - スがあり次の様に拡充を行った。厚生労働省では、原材料高騰等に対応するための支援策を行うことは過去に無かったが、これらの要請が非常に多いことから支援策を検討し厚生労働省で出来る支援策を行いました。

- ・ 通常コース・・・特例対象事業者の追加
 売上高等が減少している事業者の要件緩和
 助成上限区分の緩和
 助成対象経費の要件緩和
- ・ 特例コース・・・申請期限と賃上げ対象期間を延長した

対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げた
令和4年12月2日から最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・正気部事業者の生産性向上に向けた取組を支援する目的で業務改善助成金の拡充が行われました。

- ・通常コース・・・助成金限度額の引上げ
- 助成対象経費の拡大
- 対象事業場の拡大
- 申請期限の延長

(2) 雇用調整助成金の延長

令和4年10月以降、雇用調整助成金の特例措置等及び産業雇用安定助成金の拡充が行われました。雇用調整助成金の特例措置は令和4年7月～9月までの期間であったが、10月～11月までの間、期間を延長した。また、新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金についても同様の期間、延長が行われた。更に産業雇用安定助成金の拡充も行われ支給対象期間の延長、支給対象労働者数の上限撤廃、出向復帰後の訓練に対する助成の新設等が行われました。

(3) 働き方改革推進支援助成金

賃金の引上げに向けた企業の取組を促すため、賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する目的で、企業規模30名以下の事業主を対象に、労働時間の削減に取り組む中小企業・小規模事業者に対して生産性向上に向けた設備投資などの取組費用の一部を助成し、さらに賃上げを行った場合に助成上限額を加算する「賃上げ加算」を増額する拡充が行われました。

(4) 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等となった場合に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主へ助成するものです。

(5) 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

新型コロナウイルス感染症対策として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小事業主に助成を行うもの

です。

(6) 産業雇用安定助成金（企業グループは適用外）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成するものです。

(7) トライアル雇用助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成するものです。

(8) 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のための有給休暇制度を設けて取得させた事業主を助成するものです。

2 社会保険料の免除等の支援策の強化について

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合）における社会保険料等の免除等の支援策としては、令和2年（令和2年1月分から12月分までの厚生年金保険料等が対象）の納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度が受けられるよう支援策を講じています。

3 国税の納付の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時的に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより「換価の猶予」が認められる制度です。猶予が認められた場合は、原則1年の猶予が認められ、猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。また、財産の差押えや換価（売却）が猶予される制度です。

4 地方税の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症に納税者がり患された場合のほか、新型コロナ

ウイルス感染症に関連するなどして、事業を廃止し、又は休止した場合や事業に著しい損失を受けた場合などで地方税を一時的に納付することが出来ない場合に、納付先都道府県・市区町村に申請することにより「換価の猶予（売却）」が認められる制度です。

5 労働保険料の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料を一時的に納付することが困難な場合には、都道府県労働局に申請することにより「換価の猶予、納付（事業主負担金に限る）の猶予」が認められる制度です。猶予が認められた場合は、原則1年（最長2年以内）の猶予が認められ、猶予期間中の猶予された金額を分割して納付することが出来、猶予期間中の延滞金が免除されます。また、財産の差押えや換価（売却）が猶予されるものです。

6 福井県（産業労働部労働政策課）が行った助成金について

労働局が行った、生産性向上等の取組により最低賃金上げを行う中小企業を支援する「業務改善助成金」に福井県独自で上乘せ支援が行われました。上乘せ支援の対象企業としては、労働局の「業務改善助成金」の支給決定を受けた中小企業です。また、支給決定額の1/10を助成するもので、申請期限は令和5年6月30日（金）まで延長となっています。

7 費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備

適切な価格転嫁については、経済産業省にて令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府を挙げて、下請代金支払遅延等防止法の「買いたたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小企業の適切な価格転嫁に向けた取組を継続して進めているところであります。

また、弾力的な対応として、価格転嫁等の対応は本来、経済産業省が管轄して行われるものであるが、厚生労働省として業務改善助成金における要件緩和・追加・期間延長を講じて、急激な原材料高騰等に対する事業場への支援策を行ったものです。

なお、これらの事由による取組は厚生労働省としては初の取組であります。